

始良市農業委員会総会議事録（令和2年4月）

1. 開催日時 令和2年4月30日（木） 午後1時30分～午後4時まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（6人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 2 番委員、6 番委員、7 番委員、8 番委員、10 番委員
11 番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(利用権)の意見決定について
5. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 5 号 農地の利用目的変更願について

- 9. 議案第 6 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
- 10. 議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 11. 農地あっせんの経過報告
- 12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和２年４月） （大会議室に農業委員全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和２年度第１回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１９名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、３番委員、４番委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。

	なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。
議 長	————— 議案第 1 号 —————
	それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 1 0 8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 4 月 3 0 日、契約の始期は 5 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間で 2 件、2 年間で 2 件、3 年間で 2 5 件、4 年間で 1 件、5 年間で 5 1 件、6 年間で 1 件、7 年間で 1 件、1 0 年間で 2 5 件で、合計 1 0 8 件となっております。面積につきましては、合計 1 5 6, 8 0 2 m²となっております。 補足でご説明しますが、1 6 ページの 8 5 番についてです。借人、貸人が同じ氏名となっております。貸人〇〇は、登記名義人 故 〇〇の農地管理人で、申請地を取得しようとしたのですが、昭和 3 6 年に貸人が死亡されているために、新法の相続となりましたが、相続権利者が数十名にのぼったため、相続を断念されています。相続権利者が、遠方居住でもあり、今回借人〇〇に申請地の管理と耕作を依頼したものであります。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 2 0 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 1 7 ページ、9 4 番が 1 4 番委員、9 5 番が 1 番員、2 1 ページ、9 6 番から 9 9 番までが 1 1 番委員、1 0 0 番から 1 0 2 番までが 1 6 番委員、1 9 ページ、1 0 3 番から 1 0 4 番が 2 番委員、1 0 5 番が 4 番委員、1 0 6 番が 1 0 番委員、1 0 7 番が 1 8 番委員、2 0 ページ、1 0 8 番が 1 8 番委員・1 9 番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 9 3 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願い

		します。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から93番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について1番から93番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号94番から108番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 94番の関係者、14番委員の退席をお願いします。
	委 員	(14番委員退席)
議 長		それでは、94番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 94番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、94番については原案のとおり決定いたしました。 14番委員は着席してください。
	委 員	(14番委員着席)
議 長		次に、95番の関係者、1番委員の退席をお願いします。
	委 員	(1番委員退席)
議 長		それでは、95番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 95番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、95番については原案のとおり決定いたしました。 1番委員は着席してください。
	委 員	（1番委員着席）
議 長		次に、96番から99番の関係者、11番委員の退席をお願いします。
	委 員	（11番委員退席）
議 長		それでは、96番から99番について一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 96番から99番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、96番から99番については原案のとおり決定いたしました。 11番委員は着席してください。
	委 員	（11番委員着席）
議 長		次に、100番から102番の関係者、16番委員の退席をお願いします。
	委 員	（16番委員退席）
議 長		それでは、100番から102番について一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」

議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 100番から102番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、100番から102番については原案のとおり決定いたしました。
		16番委員は着席してください。
	委 員	（16番委員着席）
議 長		次に、103番から104番の関係者、2番委員の退席をお願いします。
	委 員	（2番委員退席）
議 長		それでは、103番から104番について一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 103番から104番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、103番から104番については原案のとおり決定いたしました。
		2番委員は着席してください。
	委 員	（2番委員着席）
議 長		次に、105番の関係者、4番委員の退席をお願いします。
	委 員	（4番委員退席）
議 長		それでは、105番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」

議 長	それではお諮りいたします。議案第 1 号 105 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、105 番については原案のとおり決定いたしました。 4 番委員は着席してください。
委 員	（4 番委員着席）
議 長	次に、106 番の関係者、10 番委員の退席をお願いします。
委 員	（10 番委員退席）
議 長	それでは、106 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第 1 号 106 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、106 番については原案のとおり決定いたしました。 10 番委員は着席してください。
委 員	（10 番委員着席）
議 長	次に、107 番の関係者、18 番委員の退席をお願いします。
委 員	（18 番委員退席）
議 長	それでは、107 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第 1 号 107 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、107番については原案のとおり決定いたしました。 18番委員は着席してください。
議 長	委 員	（18番委員着席）
		次に、108番につきましては、議事制限に私と会長職務代理者の18番委員が関係しておりますので、地方自治法107条の規定の準用により、年長委員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、出席の委員のなかで最年長者である3番委員に議長をお願いしますが、ご異議ございませんか。
議 長	委 員	『異議なし』
		それでは、3番委員に臨時の議長をお願いします。 議長席に着席ください。議長を交代します。18番委員の退席もお願いします。
	委 員	（会長・会長代理 退席）
	委 員	（3番委員 議長席に着席）
臨時議長		それでは、108番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
臨時議長	委 員	「挙 手」
		17番委員。
	委 員	17番委員です。 NPO法人〇〇は、どのような活動をされているのですか。
	事務局	登記簿によりますと、農作業を通じて、まちづくりの推進を図る活動、経済活動の活性化を図る活動、消費者の保護を図る活動を目的として、農業生産者支援事業、農業振興支援事業、農林産物の認証事業を行っているようです。主たる事務所は福岡にあり、従たる事務所が薩摩川内市と蒲生にあります。蒲生の事務所は、18番委員の倉庫が事務所となっております。
臨時議長		17番委員よろしいでしょうか。

臨時議長	委 員	はい。
		ほかにございませんか。
臨時議長	委 員	[質疑・意見なし]
		それではお諮りいたします。議案第1号 108番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
臨時議長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、108番については原案のとおり決定いたしました。
		このあとは、会長に議長をお返しします。
		18番委員も着席してください。
	委 員	（3番委員 議長席から退席）
	委 員	（会長 議長席に着席）
	委 員	（18番委員着席）
議 長		————— 議案第2号 ————— それでは、日程第4 議案第2号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定について、ご説明します。総会資料は、21ページです。今月の件数につきましては、1件です。 利用権移転につきましたは、初めての案件の方もいらっしゃいますので、ご説明いたします。貸借の内容である貸借期間、小作料等を変更せずに利用権だけを他の方に移転するということです。 それでは、1番につきまして説明します。 受人は、加治木町木田在住の〇〇。渡人は、加治木町反土の株式会社〇〇 代表取締役〇〇による利用権移転です 申請地の所在は、加治木町反土字新田〇〇番〇 田、反土字下吉原〇〇番〇 田、日木山字黒川〇〇番〇 田、字黒川〇〇 田の4筆で合計面積が2,232㎡です。現況は畑で、ねぎを耕作しています。 以上で、議案第2号の説明を終わります。

議 長	それでは、1 番について、質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についての、1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定について、1 番については、原案のとおり決定いたしました。
————— 議案第 3 号 —————	
議 長	次に、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 7 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 3 号 農地法 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、22 ページからでございます。今月の申請件数は、7 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 7 ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1 番についてご説明申し上げます。 譲受人 永瀬在住の〇〇。譲渡人 永瀬在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、永瀬字宮原〇〇番 田、518㎡となります。 以上で 1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、12 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。12 番推進委員です。調査報告をいたします。 令和 2 年 4 月 20 日、現地で譲受人から聞き取り調査をいたしました。譲受人の〇〇は、〇〇造園の役員をされ、現在 1 町 3 反位、水稻を耕作

議 長	されているとのことでした。今後は、水稻を15町歩耕作する希望があるようです。機械等は、会社の従業員から借りて耕作されているようです。今後は、機械も購入されるとのことでした。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1番の報告を終わります。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 大阪府高槻市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、平松字芦刈〇〇番〇 田、330㎡となります。 以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和2年4月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受農地は、亡くなった主人の兄弟の農地で、譲渡人が農地を管理することができないため、譲受人が管理しているとのことでした。機械につきましては、一式揃っており、労働力は兄弟と親戚に協力がもらえるようです。申請地は、2年ほど放置され荒れているようですが、兄弟と親戚に相談しながら、耕作していきたいようです。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、2番の報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 愛知県名古屋市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字上水流〇〇番 田、299㎡となります。 以上で3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。9番委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和2年4月20日、譲受人宅で本人と面談をいたしました。申請地は、おばあさんの農地で、遠方のため管理できない状況になっていると

議 長	のことです。大型の農業機械は持っていないため、作業は委託しますが、普段の管理は自分でされるということでした。申請地を含めまして、下限面積は超えております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われしますので、許可相当と思われします。 以上で、3番の報告を終わります。
事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字湯ノ谷〇〇番〇 田、388㎡となります。 以上で4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番推進委員です。 令和2年4月14日に、譲受人と面談をしました。譲受人は、水稻を2町歩耕作され、機械の管理もしっかりできています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われしますので、許可相当と思われします。 以上で、4番の報告を終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番につきましてご説明申し上げます。 総会資料は23ページです。 譲受人 中津野在住の〇〇。譲渡人 同じく中津野在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字佃田〇〇番 田の426㎡となります。 以上で5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の5番に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番推進委員でございます。 令和2年4月21日、現地にて譲受人と面談して、聞き取り調査をいたしました。譲渡人とは親子関係で、相続も済んでいましたが、この申請地が残っていたとのことでした。農業機械も持っており、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われしますので、許可相当と思われします。
	委員

議 長 事務局	以上で、5番の報告を終わります。 次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 脇元在住の〇〇。譲渡人 神奈川県藤沢市在住の売買による所有権移転です。申請地の所在は、増田字郷屋〇〇番 田、809㎡となります。 以上で6番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の6番に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番推進委員です。それでは、報告いたします。 令和2年4月20日に、譲受人本人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、加治木でブルーベリーを耕作されています。水稻のほうは、経験が浅いですが、同僚と一緒に水稻を耕作されるとのことでした。機械も同僚と揃えるそうです。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、6番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、7番について事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 同じく船津在住の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字船津原〇〇番 田、1,532㎡となります。 以上で7番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の7番に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。9番委員です。それでは、報告いたします。 令和2年4月19日に、譲受人親子と会い、聞き取りを行いました。譲受人は、これまでも申請地を借りて耕作していて、隣接地の農地も耕作されているようです。息子さんの協力もあり、機械も揃っているようです。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、7番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決

議 長 委 員	定についての、1番から7番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。 [質疑・意見なし] それではお諮りいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から7番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
議 長 委 員	[賛成多数] 賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から7番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第4号 —————
議 長	次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は24ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、鹿児島市小川町在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字三池原〇〇番〇 畑、1, 221㎡です。 申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由といたしましては、日当たりが良く、周囲に障害物があまりないため、太陽光発電に適しているということです。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、1番の説明を、終わります。
議 長 事務局	ただいまの説明の1番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、JA やすらぎ蒲生斎場から北に約1

議 長	50mの位置でございます。被害防除といたしまして、現況が、東が畑、西も畑、南が市道、北が田となっております。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、蒲生町漆在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町漆字柵野〇〇番 田、2, 186㎡です。 申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりとは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、申請地は水不足やイノシシの被害もあるため、クヌギを植え山林にしたいということです。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、2番の説明を、終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番委員でございます。報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、漆簡易郵便局から南東に約350mの位置でございます。被害防除といたしまして、現況が、東が山林、西が原野、南が山林、北が里道となっております。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定すること

議 長	に賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
議 長	議案第5号
議 長	次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から16番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
議 長	事務局 それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、25ページから29ページでございます。今月の申請件数につきましては、16件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在が、松原町〇丁目〇〇番〇 畑、349㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されておりまして、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、これを宅地造成して、地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図りたいということであります。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	委員 2番委員です。調査報告を行います。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原たいこ公園から、南東に約100mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人は、福岡県北九州市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字後迫〇〇番〇 田、36㎡です。土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、申請地西側にある宅地の駐車がスムーズにできないため、駐車場として使用したいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 12番委員です。報告いたします。 農地区分が第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、中野地区集会所から北西に約250mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございませぬ。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 奄美市在住の〇〇他1名。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇 畑、367㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されておまして、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で、1棟114.48㎡です。理由のほうは、一般住宅を建築するためということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番委員です。報告します。 農地区分が第3種農地で、問題ございませぬ。申請地の位置は、山形屋サテライト始良店から北に約20mの位置です。被害防除の現況は、

議 長 事務局	東が雑種地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上です。 次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 加治木町新生町在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字中牟田〇〇番〇 田、993㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地を宅地造成として利用したいとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もされております。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇 宅地 1.77㎡と一体利用となっており、全事業面積994.77㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番委員です。調査報告を行います。 農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、洋服の青山から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西も宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金の証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字南総禅寺〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑、計2筆で合計面積が1,109.06㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、通院者及び職員駐車場の拡張計画ということです。自己資金で対応し、こちらのほうは、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地であ

議 長	る〇〇番〇 山林 336㎡と一体利用となっており、全事業面積が1,475.06㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置は、東原公民館から南東に約70mの位置にあります。被害防除ですけれども、東が宅地、西が畑、南が山林と宅地、北が宅地です。自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項ですけれども、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 協元の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 福岡県福岡市在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字下亀泉院〇〇番〇 畑、317㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は運動場で、理由としましては、当施設の入居者の運動場に利用するためということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画が添付されております。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番委員です。報告いたします。 農地区分が、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置は、老人ホームのどこから西に約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南も宅地、北が雑種地でございます。自己資金証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項ですけれども、特にございません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の合同会社〇〇 代表者〇〇。譲渡人 脇元在住の〇〇。土地の所在が、脇元字橋ノロ〇〇番 田、字西溝原〇〇番〇 田、字渡瀬〇〇番〇の計3筆で合計面積が719㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅 1棟 239.11㎡で、理由としましては、共同住宅を建築し、地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図るとのことです。融資で対応しまして、水利組合の意見書が添付されております。また、被害防除計画も添付されております。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇 宅地124.24㎡と一体利用となっており、全事業面積843.24㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	9番推進委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県立学校給食センターから西に約30mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が荒地、西が市道、南も市道、北も市道です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の有限会社〇〇 取締役〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇。土地の所在は、平松字大緑〇〇番〇 田、1,620㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成し、地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図るためということであります。資金のほうは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されてございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員 議 長 事務局	はい。9番推進委員が、報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、山之口公民館から、東に約10mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が田、西が宅地と市道、南が田、北が水路。実現の確実性といたしましては、融資証明もありますので確実である。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、終わります。 次の、9番について事務局の説明を求めます。
議 長	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西始良在住の〇〇。譲渡人 神奈川県藤沢市在住の〇〇。土地の所在が、船津字川崎〇〇番〇 畑、53㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 117.17㎡で、理由のほうにつきましては、一般住宅を建築したいとのことでございます。融資で対応しまして、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付もでございます。こちらにつきましては、隣接宅地である〇〇番〇 210㎡、〇〇番〇 191.79㎡、〇〇番〇 20.59㎡と一体利用となっており、全事業面積が475.38㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員 議 長	はい。3番委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、船津公園から北東に約100mの位置です。被害防除ですけども、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が河川という状況です。申請実現の確実性ですけども、融資証明もあり、確実です。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。 以上、報告を終わります。 次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 下名在住の〇〇。譲渡人 大阪府大阪市在住の〇〇。土地の所在は、下名字平瀬〇〇番〇 畑、336㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内

議 長	の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は家庭菜園で、理由につきましては、自宅に隣接しているため、家庭菜園として利用したいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番委員です。調査報告を行います。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありませんでした。申請地の位置は、山田小・中学校から東に約150mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありませんでした。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長	次の、11番について事務局の説明を求めます。 それでは、11番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 松原町在住の〇〇。譲渡人 宮島町在住の〇〇。土地の所在は、松原町〇丁目〇〇番〇 畑、563㎡のうち281㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 111.57㎡で、理由につきましては、申請地を取得して一般住宅を建築するとのことでございます。融資で対応し、改良区のほうは、用途変更のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題ありませんでした。申請地の位置ですが、松原たいこ公園から、北西に約150mの位置であります。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑であります。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、問題ありませんでした。条件及び特記事項も、問題ありませんでした。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許

議 長 事務局	可意見であります。 以上、終わります。 次の、12番について事務局の説明を求めます。 それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇。土地の所在が、平松字池田〇〇番〇 田、396㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、宅地造成として利用したいということでございます。自己資金で対応し、改良区からの意見書がございました。また、被害防除計画書も添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。9番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、県警察学校から、西に90mの位置です。被害防除現況は、東が田、西が農道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。 (休 憩)
議 長 事務局 議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇。土地の所在が、加治木町木田字濱村〇〇番〇 田、字濱村〇〇番〇 畑、計2筆で合計面積が568㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成として利用したいということでございます。自己資金で対応し、改良区からの意見書がございました。また、被害防除計画書も添付があります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説

	明をお願いします。
議 長	委員 はい。1番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木青果市場から、西に100mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が市道、南も市道、北は水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	事務局 次の、14番について事務局の説明を求めます。 それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく西餅田在住の〇〇。土地の所在は、松原町〇丁目〇〇番〇 畑、168㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 87.44㎡で、理由としましては、住宅を建築し、生活基盤を安定させたいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番〇、宅地 169.75㎡と一体利用となっており、全事業面積が337.75㎡でございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	委員 ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原地区公民館から、西に約10mの位置にあります。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南も畑、北は宅地になります。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	事務局 次の、15番について事務局の説明を求めます。 15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松在住の〇〇他1名。譲渡人 西餅田在住の〇〇他3名。土地の所在が、蒲生町下久徳字長迫〇〇番 田、1,538㎡のうち

議 長 委 員	5 6 2 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地ではありますが、農用地区域内で除外申請中であります。除外後は、第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 117.38 m²で、理由としましては、自己の用に供する住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付があります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、下久徳いきいき交流センターから、南に約200mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が畑、南が宅地、北が田と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項ですが、農振除外後に許可することになります。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長 事務局	次の、16番について事務局の説明を求めます。 16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東京都西東京市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇他3名。土地の所在は、加治木町仮屋町〇〇番 畑、393 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成と建売住宅 3棟 168.07 m²で、理由としましては、宅地造成2区画と建売住宅3棟として利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうにつきましては区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、隣接地である〇〇番、宅地626.10 m²と一体利用となっており、全事業面積が1,019.10 m²でございます。 以上で、終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番推進委員です。それでは、報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置でございますが、柁城小学校から、北へ約20mの位置です。被害防除現況は、

議 長	東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請の実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。 調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から16番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「挙 手」
議 長	17番委員。
委 員	17番委員です。28ページの15番ですが、農振除外申請しているのであれば、農振除外の認可後に5条申請となるのではないですか。
議 長	事務局いかがですか。
事務局	法改正があり、許可の見込みがあれば、同時申請することができることになっております。
委 員	研修会等の際、委員にも教えてもらえないですか。
議 長	事務局どうですか。
事務局	今後は、このような特殊な案件については、事前に研修を開催して、周知を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	17番委員。よろしいでしょうか。
委 員	わかりました。
議 長	ほかにごいませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から16番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	議案第6号
議長	次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1番ついて事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は30ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は蒲生町下久徳字下川原〇〇番〇 田、1, 359㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行はないですが、農地の広がり10ha以上ある区域内の農地であるため、農地区分は第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は畑で、理由としましては、現状のまま畑として利用したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	3番委員です。報告いたします。 農地区分は、1種農地でございます。申請地の位置でございますが、蒲生高校から、南東へ約200mの位置です。被害防除の現況でございますが、東が田、西も田、南が水路、北が田でございます。申請実現の確実性ですが、野菜も植付けあり、確実であります。条件および特記事項もありません。総合意見といたしましては、承認意見でございます。 以上です。
議長	それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。

議 長 委 員	議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第 7 号 —————	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてを議題に供します。 1 番から 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてご説明申し上げます。総会資料は 31 ページです。今月の申請につきましては、売渡 2 件、貸付 1 件となっております。参考資料はにつきましては、73 ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明申し上げます。 内容につきましては売渡です。土地の所在が、加治木町小山田字下学力〇〇番〇 田、1，022㎡です。申請人は、加治木町小山田在住の〇〇です。売渡譲渡価格は農業委員会に一任ということです。 以上で、1 番の説明を終わります。 次に、2 番についてご説明申し上げます。 内容につきましては売渡です。土地の所在が、加治木町小山田字三升畑〇〇番 畑、4，046㎡です。申請人は、加治木町新生町在住の〇〇です。売渡譲渡価格は農業委員会に一任ということです。もし、見つからないのであれば、無償でもよいので、誰か耕作してくれたらありがたいということです。 次に、3 番についてご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が、蒲生町久末字柏木〇〇番〇 田、1，086㎡です。今まで、畑として耕作されてきました。申請人は、西餅田在住の〇〇です。希望貸付期間は農業委員会に一任ということで、希望小作料は無償ということです。 以上です。
議 長 委 員	事務局の説明が終わりました。議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の 1 番から 3 番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」

議 長		それではお諮りいたします。 議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の 1 番から 3 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の 1 番から 3 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第 7 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委 員	[挙 手]
議 長		2 番委員。
	委 員	2 番委員です。1 番の農地は、区画整理外で、用水路が土側溝です。周囲の農地も耕作されていなくて、保全管理か遊休農地となっています。2 番の農地は、利用権設定でもよろしいですか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	利用権でよろしいです。
議 長		ほかにありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 8 番委員。
	委 員	1 8 番委員です。3 番は、地目が田んぼで、現況は畑になっているようですが、水がないところですよ。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	水の便が悪く、畑として利用されています。
議 長		ほかにないですか。

委員 議長	「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての、 1番と2番については、2番委員、16番委員、 4番推進委員 に 3番については、7番委員 に それぞれ、お願いしたいと思います。
委員 議長	「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
————— 議案第8号 —————	
議長	次に、日程第10 議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 なお、資料34ページの16番が18番委員、17番から18番が6番委員に係る案件となっており、農業委員会法第31条の規定の、議事参与の制限により、議事に参加はできませんので、よろしくお願いいたします。 それでは、総会資料の32ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和2年5月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、34ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和2年5月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の33ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権

議 長	を設定をしようとする者は、全体で１８件、申請面積は、１４，８７８㎡です。設定する権利別は、使用貸借が３件、賃貸借が１５件で、期間別はすべて１０年となっております。 今回の設定地域は、加治木町小山田地区、蒲生町北地区、西浦地区、白男地区、米丸地区、船津地区、中津野地区の７地区です。それぞれの地区の内訳につきましてご説明いたします。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いします。 それでは、利用権設定開始日 令和２年５月１日 各筆１番から１５番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和２年５月１日 各筆１番から１５番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第８号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和２年５月１日 各筆１番から１５番までについて、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第８号 利用権設定開始日 令和２年５月１日 各筆１６番から１８番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 １６番の関係者、１８番委員の退席をお願いします。
委 員	(１８番委員退席)
議 長	それでは、１６番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第８号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和２年５月１日 １６番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年5月1日 16番については原案のとおり決定いたしました。 18番委員は着席してください。
議 長	委 員	（18番委員着席）
		次に、17番から18番の関係者、6番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（6番委員退席）
		それでは、17番から18番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年5月1日 各筆17番から18番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年5月1日 各筆17番から18番については原案のとおり決定いたしました。 6番委員は着席してください。
議 長	委 員	（6番委員着席）
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料の2ページをご覧ください。20番につきましては、令和2年4月に〇〇さんが相対で耕作がなされていますので、完了となります。3ページ30番は、今月の議案第1号42番か

議 長	ら４５番まで利用権が成立しましたが、目標に達成していませんので、継続といたします。７ページ７３番は、令和２年４月に前耕作者が相対で耕作されておりますので、完了となります。７５番は、今月の議案第１号１０６番で、〇〇さんと利用権が成立しましたので、完了となります。 以上で報告を終わります。
委 員	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
議 長	〔挙 手〕
委 員	１番委員。
議 長	１番委員です。確認ですが、２１番の〇〇さんの田んぼの件です。前回の総会で、小作料を無料にしてくださいと相談したところ、それでいいと回答がありましたが、小作料が１俵となっています。申請地は、耕作放棄地のため、下払いをして野焼きをしようと考えていたところでしたが、どちらが正しいのですか。
議 長	事務局どうですか。
事務局	電話で確認したところ、無償でもよいということでしたので、無償でお願いします。資料の訂正なされていませんでした。すみませんでした。
委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何か報告等ありませんか
委 員	〔報告なし〕
議 長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議 長	次に日程第１２、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。４月は１１件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約４月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。

議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、 それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		————— その他 —————
議 長		それでは日程第 13、その他でございますが、委員の方から何かござ いせんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		4 番委員。
	委 員	4 番委員です。 担当地区の名簿のことですが、現住所は西別府で、住所は仮屋町とな っているため、事務局に相談するつもりでしたが、今回の場所について は不安になっております。共済での前任者にも、事前をお願いしていま したが、事務局に連絡はなかったのでしょうか。これまで 71 年間、西別 府で生活しておりますので、今回の場所では、誰が農業しているかわか らないため、農家の方に迷惑をかけると思っています。西別府の方から の相談等もあるため、そのあたりはどうなるのですか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	この担当地区は、3 条申請や農地あっせん等の担当のための名簿とな っております。前任者の〇〇委員から、詳しい事情聞いていませんでし た。できれば、担当地区の委員で話をしていただき、連絡していただ ければありがたいです。
	委 員	担当委員は、変更できるのか、できないかを教えてください。
	事務局	西別府の担当委員と話し合いをしていただき、その結果報告に従いま す。
議 長		西別府の担当委員で話をしていただき、連休明けまでに報告してい ただけないでしょうか。4 番委員どうでしょうか。
	委 員	わかりました。

議 長		ほかにありますか。
	委 員	[挙 手]
議 長		4 番推進委員。
	委 員	4 番推進委員です。私も、初めて推進委員になっているので質問させてください。相談等で、場所を確認するため地籍図はもらえませんか。地番等が入っていると助かります。
議 長		事務局どうですか。
	事務局	字ごとで航空写真を準備できます。地番等の情報も入っています。
議 長		4 番推進委員。よろしいですか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかの委員で、何かありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 8 番委員。
	委 員	1 8 番委員です。先ほど、農地あっせんについての経過報告がありましたが、8 4 件もあります。平成 2 5 年に申請を受け付けたものもありますし、新しい委員もいますので、少し整理して話し合いの場を設けていただけないでしょうか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	新型コロナウイルスの関係もあり、今月実施できませんでした。来月実施したいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長		1 8 番委員。了解していただけますか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかになにかありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 6 番委員。

議 長	委 員	16番委員です。農業委員、推進委員の担当地区の農業委員の地区ごとの人数が違います。このままでよろしいですか。
	事務局	事務局いかがですか。
議 長		始良地区の北山・木津志・上名・下名・大山・深水・豊留・住吉・寺師・永瀬・増田・中津野・三拾町・鍋倉・船津の担当委員は、5名になっていますが6名にしてください。平松・池島町・永池町・西始良・脇元・松原町・東餅田・西餅田・西宮島町・宮島町の担当委員は、2名を1名にしてください。加治木地区の小山田・日木山・反土・西別府・辺川の担当委員は、5名となっていますが、4名に変更してください。蒲生地区の担当委員も、5名となっておりますが、6名に変更してください。どうもすみませんでした。
議 長		16番委員。訂正することよろしいでしょうか。
	委 員	よろしいです。
議 長		ほかに何かありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		17番委員。
	委 員	17番委員です。研修会用だと思いましたが、よい資料を頂きました。内容について、説明があるのででしょうか。
議 長		事務局どうですか。
	事務局	研修会で説明する予定でしたが、新型コロナ感染症の関係もあり、できませんでした。質問等あれば、各担当者に直接尋ねるようにしてください。
議 長		事務局の回答でよろしいですか。
	事務局	はい。
議 長		ほかに何かありませんか。
	委 員	「発言なし」
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項は

議 長	すべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。 事務局 ○ 活動記録簿の記入方法について ○ 貸与服の採寸について ○ 農業委員会作業グループ編成について ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、令和２年度 第１回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕 事務局長 姿勢を正してください。 一同礼。
------------	---

議事録署名委員

署名委員

署名委員
